

西脇市立中学校「制服のあり方」に関する基本方針

令和4年10月19日

1 新制服の導入について

導入に際しては、児童・生徒及び保護者の意見を十分に取り入れられる時間と場が必要であり、制服製造業者との準備期間が必要である。

以上のことから、新制服の導入時期は令和6年4月とする。よって、令和6年4月時点の市内中学校1年生（現在の小学校5年生）から新制服を導入することとする。令和6年4月時点の中学校2・3年生（現在の小学校6年生、中学校1年生）は、現在の中学校の制服を引き続き使用する。

2 新制服導入における配慮について

現在の制服にかかる諸課題並びに児童・生徒、保護者の要望にできる限り対応するために、下記のことに配慮しながら新しい制服を選定する。

(1) 機能性への配慮

ア ブレザーについては、近年の気温の上昇、空調導入等による気温差に対応しやすく、また、耐久性にすぐれ、様々な活動の支障にならない動きやすい快適なデザイン、軽く着心地のよいストレッチ性のあるものとする。

イ 洗濯機で丸洗いが可能などアイロンなど家庭での手入れがしやすい素材等を採用するとともに、家庭で簡単に生徒の成長に対応できる（ウエスト・丈等のサイズアップ）仕様とする。

ウ シャツについては、ストレッチ・ノーアイロン・透け防止・吸汗速乾・UVカット等の機能を備えた素材のものとする。

エ 夏服についても上記素材で、通気性のよいシャツにする。

(2) 生徒個別の事情への配慮

ア 多様な価値観が認められるような選択ができるようにする。ブレザーはジェンダーレスに配慮するとともに、スカートやスラックス等が自由に選べるなど男女差のないものを導入することにより、性差のある制服を着用することに負担がある生徒への配慮も行う。なお、令和5年度よりセーラー服用スラックスの選択を可能とする。

イ 敏感肌などのアレルギー対策ための素材変更、身体的特性（前マジックテープ・背中ファスナー・ウエストゴム・スカート脇マジックテープ等の仕様）を配慮し、一人ひとりに合わせた特別仕様を可能とし、見た目は大きく変わらないようにする。

ウ 防犯面からも学校名、氏名の名札が脱着しやすい機能等を検討する。

(3) 経済面での配慮

- ア 制服価格の学校間の差をなくすために、西脇市4中学校の統一制服とすることで、数量をこれまでより確保し、価格を下げ、全サイズ同一価格になるようにする。
- イ 現行程度の価格設定をめざす。
- ウ あらゆる体型に合った豊富なサイズ構成・採用実績・安定供給・品質管理・アフターフォロー等を持つ、大手メーカーの既製品の導入を検討する。
- エ 兄弟姉妹等から現行の制服やカットシャツ・ブラウス・ポロシャツを譲り受けて使用する予定であった生徒に配慮し、現行制服と新制服の混在可能な移行期間（新制服を基本とするが、現行制服も認められる期間）を導入初年度（令和6年度）から3年間設定する。導入4年後（令和9年度4月）に入学する1年生から新制服のみとし、導入後6年目から全学年の生徒が新制服となるようにする。
- オ 西脇市4中学校での制服リユースの仕組みを取り入れ、上着・ボトムス・シャツ等については、学校マークなどの刺繍等を不要にし、ワッペン等の方法を検討する。

(4) その他

デザイン選定などの時に児童・生徒及び保護者の意見が反映できるようにアンケート・投票等を実施する。

3 移行期間の対応

年度	1年生	2年生	3年生
令和5年度	現制服のみ	現制服のみ	現制服のみ
令和6年度（1年目）	混在可（新制服を基本とする）	現制服のみ	現制服のみ
令和7年度（2年目）	混在可（新制服を基本とする）	混在可（新制服を基本とする）	現制服のみ
令和8年度（3年目）	混在可（新制服を基本とする）	混在可（新制服を基本とする）	混在可（新制服を基本とする）
令和9年度（4年目）	新制服のみ	混在可（新制服を基本とする）	混在可（新制服を基本とする）
令和10年度（5年目）	新制服のみ	新制服のみ	混在可（新制服を基本とする）
令和11年度（6年目）	新制服のみ	新制服のみ	新制服のみ

※ 附則 この基本方針は、令和4年10月19日から施行する。